

みなかみ町農業委員会の委員を募集します

問い合わせ先 農林課 農地利用係 ☎0278(62)3644

令和4年から令和7年までの3年間の任期とする農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。12月中旬頃に町ホームページに掲載しますので、詳しくはそちらをご確認ください。

農業委員の選出方法（19人）

農業委員の選出方法は、あらかじめ地域の農業者や農業団体などからの候補者の推薦や募集を行います。任命においては、町長が議会の同意を得て任命する方法（任命制）になります。

■推薦・応募の方法

- ①町内の地区または全域からの推薦
農業者3名以上が連名し、当該農業者の代表者が書面で推薦します。
- ②農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦
団体等の代表者が、書面で推薦します。
- ③応募
応募する方は、応募書に必要事項を記載して提出します。
※推薦書・応募書の様式等は、農林課または町ホームページからお取り寄せください。

■推薦を受ける者・応募の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人で、次のいずれにも該当する方です。

- 町内に住所を有する者
- 町の附属機関等の委員でない者
- 町の職員でない者

■推薦書等の記載事項

- 推薦者の氏名、住所、職業、年齢、性別等(団体の場合はその名称、目的、構成員数等)
- 推薦を受ける者または応募をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、推薦の理由、認定農業者または準ずる者に該当するか等

■募集期間

令和4年1月5日（水）から2月4日（金）（土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

■推薦書・応募書の提出先

農林課農地利用係（農業委員会事務局）

■候補者の選考等

推薦または募集に応じた農業委員の候補者については、候補者の選考の後、町議会の同意を得た上で、町長から任命（非常勤特別職公務員。任期は令和4年4月19日から3年間）されることとなります。



農地利用最適化推進委員の選出方法（25人）

農地利用最適化推進委員の選出方法は、区域ごとに農業者や農業団体などからの候補者の推薦や、希望者を募集して農業委員会が委嘱します。

農地利用最適化推進委員の役割は「農地等の利用の最適化」の推進で、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などによる農地利用の効率化等の現場活動を行います。

推進委員の推薦、募集の期間、任期等は、農業委員と同じですが、推薦および募集は、区域を単位とします。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けられる人へ

問い合わせ先 町民福祉課 医療係 ☎0278(25)5010

整体院や接骨院などの柔道整復師による施術には、症状や原因によって保険が適用される場合と適用されない場合に分かります。保険が適用されない場合は治療費が全額自己負担となりますので、ご注意ください。

治療を受ける場合には以下のことに注意してください。

- 負傷の原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状か)を的確に伝えましょう。
- 「療養費支給申請書」の傷病名、施術日数、金額などの内容を確認し、必ずご自身で署名してください。
- 領収書を必ず受け取り、金額などを確認するようにしましょう。
- 施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

保険が適用される場合

- 外傷性のねんざ・打撲
- 挫傷(肉離れ等)
- 骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)

保険が適用されない場合

(※全額自己負担)

- 日常生活における疲労・肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 加齢による腰痛・五十肩の痛み
- 神経痛(リウマチ・慢性関節炎等)
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 保険医療機関で同じ負傷などで治療中の場合
- 工作中や通勤途上での負傷(労災適用)

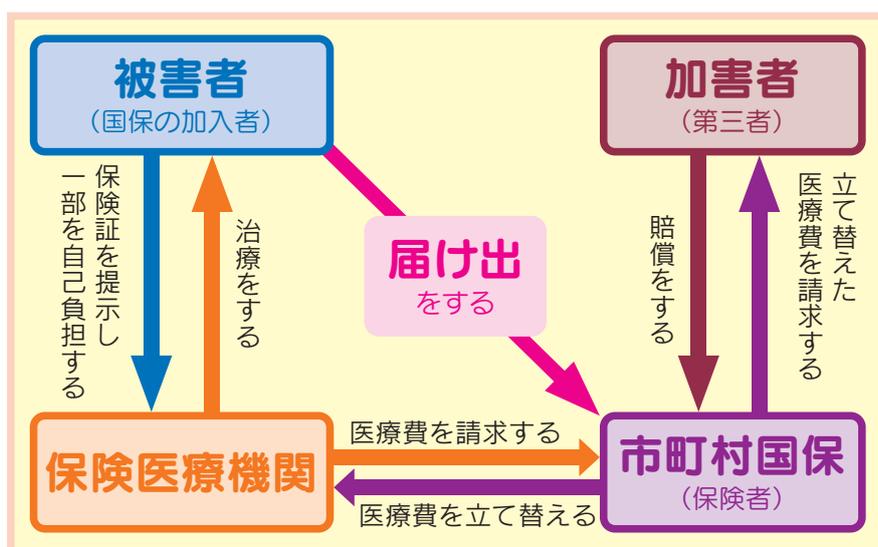
※治療の内容や頻度によっては、保険者が調査をする場合があります。

交通事故(第三者行為)に遭った場合の届出

問い合わせ先 町民福祉課 医療係 ☎0278(25)5010



交通事故などが原因で傷病を受けた場合でも、保険証を使用して治療を受けることができます。ただし、医療費は原則として加害者が過失に応じて負担すべきものですので、保険証を使用して治療を受けた場合は、保険者(国民健康保険・後期高齢者医療保険など)が医療費を一時的に立て替え、後日、加害者から保険者に返すこととなります。必ず加入する保険者へ届け出て必要な手続きをしてください。



■届出が必要な第三者行為の例

- 交通事故(自転車事故を含む)
- 一方的な暴力を受けて負傷した場合
- 飲食店等で発生した食中毒
- 他人のペットによる咬傷
- 自損事故を起こしたときなど

■保険が適用されないケース

- 工作中や通勤中のケガ(労災保険が適用)
- 飲酒運転などの法令違反や犯罪行為が原因となるケガ
- 闘争(ケンカ)や泥酔によるケガ
- 故意によるケガ

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

問い合わせ先 子育て健康課 ワクチン接種対策係 ☎0278(25)3106

■3回目のワクチン接種

2回目の接種日から8カ月以上を経過した18歳以上の方が3回目接種の対象となります。該当者には順次、予診票等を郵送する予定です（予診票の送付方法は、医療従事者等も同様です）。

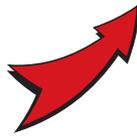
なお、現在3回目のワクチン接種の予約受付は行っておりません。予診票等が届くまでお待ちください。

■2回目のワクチン接種後、町内に転入された方へ

転入前に他市町村で受けた接種記録は、みなかみ町では確認ができません。3回目のワクチン接種を希望する場合には、過去の接種記録が必要となりますので、1、2回目の接種を証明する予防接種済証または接種記録書の写しを提出してください。

■1、2回目のワクチン接種

現在は右記の医療機関で接種予約を受け付けています。予約方法は医療機関によって異なりますので、ご確認ください。



■1、2回目のワクチン接種が可能な医療機関

医療機関	利根中央病院 (沼田市沼須町 910-1)	沼田脳神経外科 循環器科病院 (沼田市栄町8)
対象年齢	12歳以上	12歳以上
予約方法	ホームページ 外来診察時 受付窓口	受付窓口 電話
受付時間	随時	月～土曜の 午後2時～ 午後4時30分
電話番号	電話予約不可	0278(22)5052
ホームページ		

高齢者および要援護者冬期生活支援事業

問い合わせ先 町民福祉課 高齢介護係 ☎0278(62)2280



町民福祉課では、労力的かつ経済的に自力での除雪等が困難な高齢者および要援護者に対して、冬期間の安全な暮らしを確保することを目的に、冬期生活支援事業を行っています。

■助成の内容

【除雪支援】

一世帯あたり期間中2回まで、屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を支援します（住宅以外の屋根の雪下ろしやその他の除雪は対象外）。1回の支援額は1万円とし、それを越えた費用は自己負担となります。

【冬期居宅支援】

お住まいの建物が積雪により倒壊の恐れがあると認められた場合、町で委託した民間施設に一時居住できます。費用は1泊2食付き5,000円で、半額の2,500円を町が支援します。なお、居宅支援できる期間は最長で1カ月です。

■助成申請期間

令和3年12月1日（水）～令和4年3月31日（木）

■対象世帯

- ①在宅で、日常生活を営むのに支障のある65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、もしくはそれと同等の環境にある高齢者のみの世帯
 - ②身体障害者手帳の交付を受けた人で1級または2級に該当された人のみで構成された世帯
- ※ただし、町民税の所得割が課税されている世帯や、親族等から同等の支援を受けることができる世帯、集合住宅にお住まいの人などは対象外

■助成を受けるには

民生委員を通じて申請をしていただきますので、担当地区の民生委員にご相談ください。なお、申請の際には領収書（原本）が必要となります。



ぐんま5つの「ぐんまちゃんの3きり運動」にご協力ください

問い合わせ先 生活水道課 環境政策係 ☎0278(25)5003

群馬県は2050年に向けて「ぐんま5つのゼロ」を宣言し、災害によるリスクを抑え、皆さんの生命財産を守り、安心な暮らしと安定した経済活動が可能な社会実現を目指します。

今回は、皆さんの生活の中でも取り組める、地球規模の課題にもなっている「宣言5 食品ロスゼロ」について紹介します。

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

- 宣言1 自然災害による死者「ゼロ」
- 宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」
- 宣言3 災害時の停電「ゼロ」
- 宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」
- 宣言5 食品ロス「ゼロ」

「宣言5 食品ロスゼロ」

群馬県内で排出されるごみの約35%が「生ごみ」で、そのうち食べ残しや期限切れ、皮の厚むきなど、本来食べることができた部分が「食品ロス」です。食品ロスの削減を実践いただければ生ごみの減量にもつながります。



ぐんまちゃんの3きり運動

群馬県の宣言5の食品ロスゼロに向けた具体的な取り組みの一つである「ぐんまちゃんの3きり運動」を紹介します。

使いきり

食べきり

水きり



食材を使いきり

- ・残っている食材から使いましょう。また、野菜や果物の皮は厚むきしないようにしましょう。
- ・週に一回は「冷蔵庫一掃日」（消費期限が近い食材を使い切る日）を設定しましょう。

料理を食べきり

もし、食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。



捨てるときは水をきり



生ごみを捨てるときは、しっかり水切りをしてごみの重量を軽くしてから捨てましょう。

その他にできること

- ・賞味期限と消費期限を理解し計画的な買い物をする。
- ・外食では食べ残さない。



オリ根アメニティパーク 年末年始の営業案内 ☎0278(64)1167

12月29日(水)	12月30日(木)	12月31日(金)～翌年1月3日(月)	1月4日(火)から
午前9時～午後4時	午前9時～午後4時	休 み	午前9時～午後4時

※12月のご家庭の大掃除等が行われ、ゴミの搬入が多くなります。ゴミの分別はしっかりとお願いします。
 ※12月31日(金)から1月3日(月)までは年末年始休業となりますのでゴミの搬入はできません。また、年末年始期間中のゴミ収集は収集カレンダーにより実施します。
 ※ご来場の際はマスクを着用するなど、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。